

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団役員等の報酬、費用弁償、  
諸手当及び旅費に関する規程

(総 則)

第1条 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「本財団」という。）の役員、評議員及び専門委員の報酬、費用弁償、諸手当及び旅費については、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 本財団に常勤する役員（以下「常勤役員」という。）、非常勤役員、評議員及び専門委員については、報酬を支給する。

2 役員に支給する報酬の各年度の総額は700万円以内とする。

3 第1項の常勤役員の報酬は、沖縄県教育委員会公社等指導監督要領の定めに基づき、評議員会の議決を経て定める。

4 第1項の非常勤役員、評議員及び専門委員の報酬は、日額 9,300円とする。

5 報酬の支給日及び支給方法は、沖縄県職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(手 当)

第3条 常勤役員には、期末手当を支給する。

2 前項の手当は、沖縄県職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は報酬月額及びその報酬月額に別表1に定める加算割合を乗じて得た額の合計額とし、期末手当の額は期末手当基礎額に別表1に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第4条 削 除

(費用弁償)

第5条 非常勤役員、評議員及び専門委員が勤務についたときは、費用弁償として別表2により支給する。

(旅 費)

第6条 役員、評議員及び専門委員の旅費については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例により支給するものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を

得て、別に定める。

附 則

この規程は、1972年5月14日から施行する。

附 則

昭和48年10月23日改正、昭和48年4月1日から適用。

附 則

昭和50年2月20日改正、昭和50年4月1日施行。

附 則

昭和51年1月12日改正、昭和51年1月1日から適用。

附 則

昭和51年3月16日改正、昭和51年1月1日から適用。

附 則

昭和55年3月18日改正、昭和55年4月1日施行。

附 則

この規程は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規程は、昭和60年2月6日から施行し、改正後の財団法人沖縄県人材育成財団役員等の報酬、費用弁償、諸手当及び旅費に関する規程第6条は、昭和59年7月14日から適用する。
- 2 財団法人沖縄県人材育成財団役職員旅費規程（1972年5月14日）は、昭和60年2月5日限り廃止する。

附 則

この規程は、昭和61年11月5日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成22年12月27日改正、平成22年4月1日から適用。

附 則

平成23年9月26日改正、平成23年4月1日から適用。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の設立の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年9月20日から施行する。

(令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 第3条第1項に定める期末手当の令和4年12月に支給する額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得た額、及び令和4年6月に支給された期末手当の額に72.5分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

別表1 (第3条関係)

区 分	期 末 手 当		
	加算額の割合	支給割合(6月)	支給割合(12月)
常 勤 役 員	100分の20	0.675月	0.675月

別表2 (第5条関係)

区 分	金 額 (円)
1 往復の距離が陸路25キロメートル未満の地域 居住する者	600

2 往復の距離が陸路25キロメートル以上80キロメートル未満の地域に居住する者	1, 500
3 往復の距離が陸路80キロメートル以上の地域に居住する者	3, 200